

## 結合商標の類否判断(駿河屋事件)

知高判令和2年3月11日 (令和元 (行ケ) 10111) (知財高裁ホームページ)

> 知的財産法研究会 弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 松本 司 エートス法律事務所 弁護士 今田 早紀

## 第1 事案の概要

- 1 本件商標、引用商標及び当事者等
- (1) 本件商標及び引用商標
- ア 本件商標

標 章 総本家駿河屋(標準文字)

指定商品 第30類 最中

商標登録第5943016号

(H26.5.20出願、H29.4.12登録査定、H29.4.28登録)

イ 引用商標1

## 標 章 駭汤登

指定商品 第30類 羊羹

商標登録第553169号

(S26.9.17出願、S35.7.21登録、その後書換更新されR2.7.21が存続期間満了日)

ウ 引用商標2

## 標 章 駿河屋

指定商品 第30類 羊羹

商標登録第553170号

(S26.10.22出願、S35.7.21登録、その後書換更新されR2.7.21が存続期間満了日)